

# 地方独立行政法人堺市立病院機構

## 職員給与規程

制 定 平成24年4月1日

最終改正 令和3年7月1日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めるものとする。

#### (法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

#### (適用の範囲)

第3条 この規程は、就業規則第2条に規定する職員（同条第3項に規定する職員を除く。）に適用する。

#### (給与の種類、計算期間及び支給日)

第4条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、別表第1のとおりとする。

#### (重複給与の禁止)

第5条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

#### (給与の支給)

第6条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

#### (給料及び月例年俸の支給)

第7条 給料及び月例年俸は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。この場合、月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

#### (日割計算等)

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料又は月例給を支給する。給料又は月例給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料又は月例給を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給料又は月例給を支給する。

- 
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給料又は月例給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給料又は月例給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額又は月例給は、その月の就業規則第39条に規定する年間カレンダーで定めた勤務日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、次のとおりとする。

勤務1時間当たりの給与額＝

$$\frac{\left( \begin{array}{l} \text{①給与月額又は月例給額} + \text{②役職手当の月額} + \text{①及び②に対する調整手当} \\ + \text{確保手当の月額} + \text{医師手当及び専門看護手当の月額} \end{array} \right) \times 12}{(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52) - (1 \text{日当たりの勤務時間} \times 18 \text{日})}$$

(欠勤・遅刻等)

第10条 職員が欠勤、遅刻等の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間に対応する給料又は月例給及び諸手当は支給しない。ただし、通勤手当は給与の計算期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときを除き支給する。

- 2 前項の給料又は月例給及び諸手当の減額の場合において、欠勤、遅刻等の勤務しない時間が1時間未満のときは、当該事由1回につき1時間とする。

(端数の取扱い)

第11条 給与の額等において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

- (1) 日割計算及びその他の給与の額に、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- (2) 勤務1時間当たりの給与額、勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げる。
- (3) 欠勤、遅刻等の勤務しない時間の計算は、当該時間数を合計し、30分以上のときは1時間、30分未満の端数がある場合(前条第2項の場合を除く。)は、これを切り捨てる。
- (4) 時間を基礎として定められている時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の基礎となるそれぞれの勤務時間数を合計し、1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

## 第2章 給与等

(給料表)

---

第12条 給料表の種類及び適用職員は、別表第2のとおりとする。

- 2 給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第11の定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）のとおりとする。
- 3 給料表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第13条 新たに給料表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより決定し、給料表の号給は別表第12のとおりとする。

- 2 新たに年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号給とする。
- 3 その他新たに給料表適用職員又は年俸表適用職員となった者の給料月額又は基本年俸額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第14条 就業規則第10条により給料表適用職員が昇格する場合は、給料月額を1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額を決定することができる。
- 3 年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、理事長が別に定める。
- 4 前3項に規定するもののほか、職員の昇格に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（降格）

第15条 就業規則第11条により、給料表適用職員を降格する場合は、給料月額を下位の級に降格させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額を決定することができる。
- 3 年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、理事長が別に定める。
- 4 前3項に規定するもののほか、職員の降格に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（昇給）

第16条 給料表適用職員及び年俸表適用職員が現に受けている号給を受けるに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後12月間を良好な成績で勤務したときは、その期間の末日の属する月の翌月の初日に、理事長が定めるところにより昇給させることができる。

- 2 55歳（医師及び歯科医師にあっては、57歳）を超える給料表適用職員及び年俸表

---

適用職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「12月間」とあるのは、「24月間」とする。

- 3 給料表適用職員及び年俸表適用職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 前3項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 第1項から前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(降号)

第17条 職員の降号は、当該職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくなると認められる場合で、かつ、級別標準職務表に規定する職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の法人が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において必要があると認めるときは、当該職員を降号させることができる。

(再雇用の給料月額)

第18条 再雇用職員（就業規則第18条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される給料表に定める給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

- 2 再雇用職員のうち短時間勤務を行う職員（以下「再雇用短時間職員」という。）の給料月額は次のとおりとする。

再雇用短時間職員の給料月額＝

$$\text{前項の規定による給料月額} \times \frac{\text{当該職員の1週間の勤務時間}}{\text{1週間の勤務時間}}$$

(100円未満の端数切り上げ)

### 第3章 年俸

(年俸表適用職員の月例年俸)

第19条 年俸表適用職員の月例年俸の額は、第13条から第17条までの規定により定めた号給に応じた月例年俸額とする。

(年俸表適用職員の業績年俸)

第20条 年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第13条第3項に規定する場合を除き、当該職員の前年度の業績年俸の額（基本年俸表（2）及び基本年俸表（3）を適用する職員については、これらの基本年俸表に掲げられている業績年俸の額とする。）に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。

- 
- 2 前項の業績年俸の額が、理事長の定める基準により、当該年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 3 第1項の業績年俸の額が、理事長の定める基準により当該年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
- 4 基本年俸表（1）を適用する職員が昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 5 第22条の規定により調整手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額にこれらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
- 7 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第4条に定める支給日に支給する。
- 8 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、次のとおりとする。
- 業績年俸の支給額＝
- $$\frac{\text{第1項から第6項の規定による業績年俸}}{2} + (\text{調整手当} \times \text{勤務期間率} \times \text{成績率} \times \text{支給割合})$$
- 9 前項に規定する勤務期間率は別表第13のとおりとする。
- 10 第8項に規定する支給割合は2.0とし、成績率は理事長が別に定める。
- 11 当該年度の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
- 12 第9項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る業績年俸（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第49条第1項第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上

---

の刑に処せられた者

- (3) 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第20条の3 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続による者を除く。第3項において同じ。）され、その判決が確定していない場合

- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する市民の信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと

---

を妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第4章 諸手当

##### (扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受け、健康保険の被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者である者を除く。）として認定を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 60歳以上の父母

(4) その他理事長が認める者

- 3 扶養手当の月額は、別表第14のとおりとする。

##### (調整手当)

第22条 調整手当の月額は次のとおりとする。

$$\text{調整手当} = (\text{給料又は月例給} + \text{役職手当の月額}) \times \frac{10 \sim 16}{100}$$

- 2 調整手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

##### (住居手当)

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に月額27,000円支給する。ただし、家賃が月額27,000円未満の場合は家賃額を上限とする。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている者（職員宿舎を貸与され、その入居料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）

(2) 第25条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っている者又はこれらの者との均衡上、住居手当を支給する必要があると認められる者として理事長が定める者

##### (通勤手当)

第24条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して

---

その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（通勤距離（勤務地と居住地との直線距離をいう。以下同じ。）が片道２キロメートル未満である者及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする者（通勤距離が片道２キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である者を除く。）

２ 通勤手当の額は、別表第１５のとおりとする。

３ 前項までの規定にかかわらず、週勤務日数が３日以下である職員その他理事長が定める職員については、理事長が定める額とする。

（単身赴任手当）

第２５条 勤務地を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

２ 職員の配偶者が単身赴任手当又は国若しくは地方公共団体からこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

３ 単身赴任手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第２６条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２ 特殊勤務手当の種類及び手当の額は、別表第１６のとおりとする。

３ 一日における勤務が、この規程に規定する特殊勤務手当（その額が日額で定められているものに限る。）の支給要件の２以上を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、支給要件を満たしている特殊勤務手当のうち、手当の額が最も高額であるもの（最も高額であるものが２以上ある場合にあっては、それらのうち勤務時間の最も長い勤務に係るもの）のみを支給する。

（時間外勤務手当）

第２７条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に時間外勤務手当として支



給する。

- 2 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

勤務の区分	割合
(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第29条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務	100分の125
(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。）	100分の135
(3) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務	100分の125
(4) 正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月につき60時間を超えた勤務。	100分の150

※ 各号に掲げる勤務のうち、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額を加えて支給する。

（短時間勤務職員の時間外勤務手当）

第28条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた再雇用短時間職員、育児短時間勤務及び介護短時間勤務をしている職員（以下「育児等短時間勤務職員」という。）には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

勤務の区分	割合	
(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第29条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務	ア その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務	100分の100
	イ 上記ア以外の勤務	100分の125
(2) 正規の勤務時間が割り振られた日以外の日における勤務	ア その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間	100分の100

勤務の区分		割合
	45分に達するまでの勤務	
	イ 上記ア以外の勤務	100分の125
(3) 前各号に規定する勤務以外の勤務（就業規則第39条第2号及び第3号に規定する休日に相当する日における勤務を除く。）		100分の135
(4) 就業規則第39条第2号及び第3号に規定する休日に相当する日における勤務		理事長が別に定める割合

※1 各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額を加えて支給する。

※2 正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1月について60時間を超えた短時間勤務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第39条第2号及び第3号に規定する休日に相当する日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第30条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(夜間看護等手当)

第31条 正規の勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事した医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び事務職給料表の適用を受ける職員に、夜間看護等手当として、従事した勤務1回につき、別表第17のとおり支給する。

(宿日直等手当)

第32条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿日直手当
- (2) 待機手当

2 第27条から第31条の規定は、第1項の勤務については適用しない。

(宿日直手当)

第32条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき、宿日直勤務の区分に応じ、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、職員の区分に応じ、別表第18のとおりとする。

(待機手当)

第32条の3 待機手当は、正規の勤務時間以外の時間において、救急医療、災害派遣医療チーム(DMAT)等の業務の必要が生じた場合、その業務に従事することに備えて自宅等において待機を行った職員に支給する。

2 待機手当の額は、待機1回につき、職員の区分に応じ、別表第19のとおりとする。

(手術看護手当・救命救急看護手当)

第33条 医療職給料表(3)の適用する職員が、次の各号に掲げる業務に従事した時は手当を支給する。

	支給額
(1) 手術看護手当(手術室において手術介助を主たる業務とする職員)	5,000円
(2) 救命救急看護手当(救命救急センターに所属し業務に従事する職員)	7,500円

2 前項の手当の支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には当該手当は支給しない。

(管理職員等特別勤務手当)

第34条 管理職員等特別勤務手当は、第36条に規定する理事長が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、時間外又は休日に勤務した場合に支給する。

勤務時間	支給額(1勤務)
6時間未満	10,000円
6時間以上	15,000円

(役職手当)

第35条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、職員の区分に応じ、別表第20のとおり支給する。

2 役職手当の支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

3 役職手当の支給を受ける者が他の役職を兼ねる場合には、その兼ねる役職に対応する手当額が最も高額である役職についてのみ支給するものとする。

4 役職手当の支給を受ける者が法人の役員を兼ねる場合には、理事長が別に定める額とする。

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第36条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が指定する者については、

第27条から第29条の規定は適用しない。

(業績手当)

第37条 業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

- 2 6月1日又は12月1日（以下この条から第37条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して、次のとおり支給する。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

- 3 業績手当の額は、次のとおりとする。

業績手当 =

(①給与月額 + ①に対する調整手当 + ((①給与月額 + 調整手当) × 加算割合) × 勤務期間率 × 成績率 × 支給割合)

- 4 前項に規定する期間率は別表第13のとおりとし、成績率は理事長が別に定める。

- 5 第3項に規定する支給割合は次のとおりとする。

- (1) 正規職員 2.0  
(2) 再雇用職員 1.05

第37条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第49条第1項第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者  
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者  
(3) 次条第1項の規定により支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第37条の3 理事長は、支給日に業績手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）され、その判決が確定していない場合  
(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る

---

刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、業績手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、前項の規定により支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(年度末賞与)

第38条 年度末賞与は、理事長の定める基準に基づき当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下、この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める者を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、支給することができる。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する組織及び職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第49条第1

項第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）され、その判決が確定していない場合

ウ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

(確保手当)

第39条 確保手当は、医療職給料表（1）又は基本年棒表（1）の適用を受ける職員に別表第21のとおり支給する。

(医師手当)

第40条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当は、次の各号に掲げる職務に応じて当該各号に定める調整基本額に基本調整数3を乗じて得た額とする。

職務	調整基本額
(1) 医員	10,800円
(2) 副医長	13,100円
(3) 医長、科長、副部長、部長（次）又は担当部長	14,500円
(4) 部長、局次長、局長又は副院長	15,500円
(5) 院長	16,900円

3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める数をそれぞれ加算し得た数を加算調整数とし、加算調整額15,500円を乗じて得た額を前項の額に加算する。

区分	加算調整数
(1) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認める者	1
(2) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医	1

区分	加算調整数
師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医	
(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医	1

(専門看護手当)

第41条 専門看護手当は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

	支給額
(1) 専門看護師として認定されている看護師・特定行為研修を修了した看護師	5,000円
(2) 認定看護師として認定されている看護師	3,000円

## 第5章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第42条 第21条、第23条、第25条、第39条から前条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第43条 職員が欠勤、遅刻、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第9条の規定にする勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、就業規則第13条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合で、理事長がやむを得ないと認めたときは、給与を減額しない。

(休職者の給与)

第44条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料又は月例年俸、扶養手当、住居手当及び調整手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(療養者の給与)

第45条 職員が結核性疾患のため理事長から療養を命ぜられた場合、その期間中これに給料又は月例年俸、扶養手当、住居手当及び業績手当又は業績年俸並びに給料に対する調整手当の全額を支給する。

(産前産後休暇、育児休業及び介護休業中における給与)

第46条 就業規則第44条の産前産後休暇を取得していた職員、及び第45条の育児休業及び介護休業をしていた職員には、当該期間中、給与を支給しない。

---

2 第37条第2項に規定するそれぞれの基準日に、産前産後休暇を取得している職員、及び育児休業及び介護休業をしている職員のうち、基準日の前日以前6か月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

(育児等短時間勤務職員の給与)

第47条 育児等短時間勤務職員の給料月額は次のとおりとする。

育児等短時間勤務職員の給料月額＝

$$\text{第13条から第17条の規定による給料月額} \times \frac{\text{当該職員の1週間の勤務時間}}{\text{1週間の勤務時間}}$$

(1円未満の端数切り捨て)

2 育児等短時間勤務職員の役職手当、確保手当、医師手当及び専門看護手当の額は、第35条、第39条、第40条及び第41条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

3 育児等短時間勤務職員の業績手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(復職時等における給料月額の調整等)

第48条 就業規則第13条第1項第2号に規定する事由に該当して休職にされ、就業規則第13条第1項第4号の規定により派遣された職員が職務に復帰した職員が再び勤務するに至った場合には、休職期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は復職等の日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(介護休暇期間における給与の取扱い)

第49条 削除

(諸手当の支給額等)

第50条 第21条から第41条までの規定により支給する手当の額その他必要な事項は、理事長が別に定める。

2 理事長は、現に支給を受けている職員の諸手当の届出の事実を確認することができるものとする。

## 第6章 雑則

(経過措置)

第51条 当面の間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項に規定する一類感染症の患者（感染の疑いがある者を含む。）の医療又は看護等の業務に従事した者のうち、理事長が特に定める者に対し、第26条第2項の規定に基づく別表第16の(1)防疫等作業手当の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める



---

額を支給する。なお、救命救急看護手当との併給は可とする。

(1) 患者の医療又は看護等に直接従事したとき 6,000円

(2) その他 3,000円

2 当面の間、感染症予防法第6条第8項に規定する指定感染症の患者（感染の疑いがある者を含む。）の医療又は看護等の業務に従事した者のうち、理事長が特に定める者に対し、第26条第2項の規定に基づく別表第16の(1)防疫等作業手当の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。なお、救命救急看護手当との併給は可とする。

(1) 患者の医療又は看護等に直接従事したとき 3,000円

(2) 感染症を疑われる患者の検査結果が判明するまで一時的に収容する病床（オーパトリアージ病床）に従事したとき及び臨床検査技師 1,000円

(3) その他 300円

3 前項第1号及び第3号の規定は、令和2年2月1日から適用する。

第52条 第34条の規定は、令和2年12月1日から適用する。

(委任)

第53条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1 (第4条 給与の種類、計算期間及び支給日)

給与の種類		給与の計算期間	支給日(※1)
給料	給料月額	一の月の初日から末日まで	毎月20日
年俸	月例年俸	一の月の初日から末日まで	毎月20日
	業績年俸		6月30日、12月10日
諸手当	扶養手当(※2)	一の月の初日から末日まで	毎月20日
	調整手当		
	住居手当(※2)		
	通勤手当(※2)		
	単身赴任手当		
	役職手当		
	確保手当		
	医師手当		
	専門看護手当		
	特殊勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の20日
	時間外勤務手当		
	休日勤務手当		
	夜間勤務手当		
	夜間看護等手当		
	宿日直等手当		
	手術看護手当		
	救命救急看護手当		
	管理職員等特別勤務手当		
	業績手当		6月30日、12月10日
年度末賞与		理事長が定める日	

※1 支給日が金融機関等の休業日にあたる場合は、前営業日に繰り上げる。諸手当の

---

事実が確認できない場合や産前休暇者の有給休暇取得日が確定しない場合等があれば支給日以後に支給することができる。

※2 職員となった日又は手当が支給できる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその属する月）から支給を開始し、その要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給を終了する。ただし、支給の開始については、各手当の届け出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

別表第2 (第12条 給料表等)

ア 給料

給料表の種類		適用職員
(1) 医療職給料表(1)	別表第3	医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員
(2) 医療職給料表(2)	別表第4	薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床心理士、救急救命士、歯科衛生士及び歯科技工士である職員
(3) 医療職給料表(3)	別表第5	看護師、助産師及び准看護師である職員
(4) 事務職給料表	別表第6	他の給料表の適用を受けないすべての職員
(5) 福祉職給料表	別表第7	社会福祉士、精神保健福祉士及び保育士である職員

イ 年俸

年俸表の種類		適用職員
(1) 基本年俸表(1)	別表第8	医療業務に従事する医師及び歯科医師のうち、院長、副院長、診療局長、診療局次長、部長、担当部長、副部長の職を占める職員
(2) 基本年俸表(2)	別表第9	副院長(基本年俸表(1)又は基本年俸表(3)の適用を受ける者を除く)、法人本部長及び事務局長の職を占める職員
(3) 基本年俸表(3)	別表第10	副院長(看護師及び助産師に限る)、看護局長、看護局次長及びこれらと同等の職を占める職員

別表第3 (第12条 医療職給料表(1))

号給	給与月額(円)
1	247,100
2	265,400
3	283,800
4	301,900
5	319,800
6	337,100
7	354,300
8	369,100
9	384,400
10	400,500
11	412,900
12	423,700
13	434,000
14	443,200
15	451,800
16	460,300
17	468,900
18	477,400
19	485,800
20	491,800
21	496,600
22	500,700
23	503,800
24	507,200
25	510,500
26	513,800
27	516,800
28	518,800
29	520,600
30	522,300
31	524,000
32	525,700
33	527,400
34	529,100
35	529,900
36	530,700
37	531,500
38	532,300
39	533,100
40	533,900

別表第4 (第12条 医療職給料表(2))

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)
1	147,500	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
2	152,900	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
3	159,800	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
4	166,500	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
5	174,200	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
6	185,400	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
7	191,700	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
8	198,000	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
9	204,600	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
10	210,900	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
11	217,200	309,400	355,900	396,200	439,100	
12	223,000	315,400	360,600	399,000	440,700	
13	228,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
14	233,900	326,200	368,500	402,100	443,400	
15	238,900	329,800	371,600	403,300	444,000	
16	243,900	333,200	374,400	404,500	444,600	
17	248,500	335,400	376,900	405,600		
18	254,400	338,200	379,200	406,000		
19	259,500	340,200	381,300	406,400		
20	261,600	342,400	383,500	406,800		
21	263,700	344,100	385,300			
22	265,400	345,600	387,000			
23	266,900	346,900	387,800			
24	268,200	348,300	388,600			
25	269,600	349,500	389,400			
26	271,000	351,200				
27	272,200	352,900				
28	273,400	353,900				
29	274,400	354,900				
30	275,400	355,900				
31	276,300	356,900				
32	277,000					
33	277,700					
34	278,400					
35	279,000					
36	279,600					
37	280,100					
38	280,600					
39	281,100					
40	281,300					
41	281,500					
42	281,700					
43	281,900					
再雇用職員	214,900	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100

別表第5 (第12条 医療職給料表(3))

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給与月額 (円)	給与月額 (円)	給与月額 (円)
1	188,800	260,000	285,000
2	197,100	263,700	292,300
3	206,400	267,600	299,700
4	211,900	272,000	306,900
5	217,500	277,200	313,900
6	223,400	282,800	320,300
7	229,900	288,600	326,300
8	236,600	295,400	332,000
9	241,600	301,700	338,000
10	245,800	307,800	344,300
11	249,500	313,700	350,200
12	253,000	318,900	356,200
13	256,900	324,300	361,400
14	261,600	329,700	367,000
15	267,500	334,700	371,600
16	273,500	339,600	375,100
17	279,300	344,100	378,200
18	284,900	348,600	381,000
19	290,400	352,600	383,600
20	295,700	356,600	385,600
21	300,100	359,500	387,300
22	304,700	361,700	388,800
23	309,500	363,700	390,500
24	313,900	365,500	392,200
25	316,600	367,300	393,000
26	318,600	369,400	393,800
27	320,800	371,400	394,600
28	322,700	373,500	
29	324,100	375,500	
30	325,400	376,700	
31	326,500	377,900	
32	327,600	379,100	
33	328,600	380,300	
34	329,800		
35	331,300		
36	332,800		
37	333,600		
38	334,000		
39	334,400		
40	334,600		
41	334,800		
42	335,000		
再雇用職員	255,000	272,400	288,700

別表第6 (第12条 事務職給料表)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)
1	142,600	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
2	147,100	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
3	151,500	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
4	156,800	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
5	162,700	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
6	168,600	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
7	179,200	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
8	185,800	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
9	192,700	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
10	199,700	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
11	206,800	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
12	213,600	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
13	220,600	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
14	227,000	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
15	233,100	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
16	238,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
17	243,300	327,800	366,500	382,900	404,600	445,100
18	247,900	330,500	368,900	385,100	405,700	
19	253,600	333,100	371,100	387,000	406,800	
20	258,900	335,100	373,400	388,500	407,800	
21	264,100	336,900	375,500	389,600	408,800	
22	268,600	338,700	377,300	390,600	409,800	
23	270,800	340,300	379,000	391,600	410,200	
24	272,700	341,800	380,600	392,600	410,600	
25	274,400	343,200	381,200	393,000	411,000	
26	276,100	344,700	381,800	393,400		
27	277,700	346,400	382,400	393,800		
28	279,100	348,100				
29	280,500	349,600				
30	281,500	350,600				
31	282,600	351,600				
32	283,500	352,600				
33	284,300	353,600				
34	284,900					
35	285,400					
36	285,800					
37	286,200					
38	286,600					
39	287,000					
40	287,400					
41	287,600					
42	287,800					
43	288,000					
再雇用職員	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400



別表第7 (第12条 福祉職給料表)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給与月額(円)	給与月額(円)	給与月額(円)
1	156,100	252,300	273,400
2	160,700	258,000	280,100
3	166,300	263,300	288,600
4	172,100	268,500	296,800
5	178,100	275,200	305,600
6	184,800	282,100	314,400
7	191,400	289,100	322,800
8	198,500	295,800	330,800
9	204,400	302,300	338,500
10	209,500	308,600	345,500
11	220,600	314,400	353,000
12	226,400	320,100	360,100
13	232,600	324,700	365,400
14	238,300	328,500	369,600
15	244,000	331,400	372,600
16	250,300	333,500	375,900
17	255,600	335,200	378,300
18	260,800	337,200	380,600
19	266,900	338,800	382,900
20	273,300	340,600	385,100
21	279,600	342,100	387,200
22	285,800	343,600	388,600
23	291,600	345,100	389,600
24	297,200	346,400	390,600
25	302,500	347,000	391,000
26	307,000	347,600	391,400
27	311,800	348,200	
28	314,600		
29	317,000		
30	318,600		
31	320,100		
32	321,600		
33	323,000		
34	324,400		
35	325,700		
36	327,000		
37	328,300		
38	329,300		
39	329,800		
40	330,000		
41	330,200		
42	330,400		
43	330,600		
再雇用職員	240,600	254,900	288,000

別表第8 (第12条 基本年俸表(1))

職務の 級 号給	1級基本年俸額			2級基本年俸額		
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額	
		1欄	2欄		1欄	2欄
1	4,228,800	1,703,000	1,999,000	5,152,800	2,435,000	2,616,000
2	4,430,400	1,784,000	2,094,000	5,307,600	2,508,000	2,694,000
3	4,635,600	1,866,000	2,191,000	5,451,600	2,576,000	2,767,000
4	4,836,000	1,947,000	2,286,000	5,594,400	2,644,000	2,840,000
5	4,989,600	2,009,000	2,358,000	5,731,200	2,708,000	2,909,000
6	5,143,200	2,071,000	2,431,000	5,868,000	2,773,000	2,979,000
7	5,287,200	2,129,000	2,499,000	5,996,400	2,834,000	3,044,000
8	5,428,800	2,186,000	2,566,000	6,120,000	2,892,000	3,106,000
9	5,563,200	2,240,000	2,629,000	6,237,600	2,948,000	3,166,000
10	5,680,800	2,287,000	2,685,000	6,352,800	3,002,000	3,225,000
11	5,805,600	2,337,000	2,744,000	6,469,200	3,057,000	3,284,000
12	5,928,000	2,387,000	2,801,000	6,576,000	3,108,000	3,338,000
13	6,042,000	2,432,000	2,855,000	6,678,000	3,156,000	3,390,000
14	6,158,400	2,479,000	2,910,000	6,778,800	3,203,000	3,441,000
15	6,258,000	2,519,000	2,957,000	6,876,000	3,249,000	3,490,000
16	6,358,800	2,560,000	3,005,000	6,974,400	3,296,000	3,540,000
17	6,458,400	2,600,000	3,052,000	7,064,400	3,338,000	3,586,000
18	6,535,200	2,631,000	3,088,000	7,141,200	3,375,000	3,625,000
19	6,610,800	2,661,000	3,124,000	7,202,400	3,404,000	3,656,000
20	6,663,600	2,683,000	3,149,000	7,256,400	3,429,000	3,683,000
21	6,716,400	2,704,000	3,174,000	7,293,600	3,447,000	3,702,000
22	6,769,200	2,725,000	3,199,000	7,326,000	3,462,000	3,718,000
23	6,817,200	2,744,000	3,222,000	7,351,200	3,474,000	3,731,000
24	6,864,000	2,763,000	3,244,000	7,378,800	3,487,000	3,745,000
25	6,897,600	2,777,000	3,260,000	7,406,400	3,500,000	3,759,000
26	6,926,400	2,788,000	3,273,000	7,420,800	3,507,000	3,767,000
27	6,950,400	2,798,000	3,285,000	7,435,200	3,514,000	3,774,000
28	6,975,600	2,808,000	3,296,000	7,449,600	3,520,000	3,781,000
29	6,999,600	2,818,000	3,308,000	7,464,000	3,527,000	3,788,000
30	7,011,600	2,823,000	3,313,000	7,478,400	3,534,000	3,796,000
31	7,023,600	2,827,000	3,319,000	7,492,800	3,541,000	3,803,000
32	7,035,600	2,832,000	3,325,000	7,507,200	3,548,000	3,810,000
33	7,047,600	2,837,000	3,330,000			
34	7,059,600	2,842,000	3,336,000			
35	7,071,600	2,847,000	3,342,000			
36	7,083,600	2,852,000	3,348,000			
37	7,095,600	2,856,000	3,353,000			
38	7,107,600	2,861,000	3,359,000			

別表第9 (第12条 基本年俸表(2))

職務の 級 号給	1級基本年俸額			2級基本年俸額		3級基本年俸額	
	月例年俸 額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額	月例年俸額	業績年俸額
		1欄	2欄				
1	3,822,000	1,673,000	1,740,000	4,892,400	2,312,000	5,496,000	2,790,000
2	3,928,800	1,719,000	1,788,000	5,002,800	2,364,000	5,641,200	2,863,000
3	4,029,600	1,763,000	1,834,000	5,106,000	2,413,000	5,782,800	2,935,000
4	4,128,000	1,806,000	1,879,000	5,202,000	2,458,000	5,925,600	3,008,000
5	4,221,600	1,847,000	1,921,000	5,294,400	2,502,000	6,033,600	3,063,000
6	4,314,000	1,888,000	1,963,000	5,379,600	2,542,000	6,099,600	3,096,000
7	4,440,000	1,943,000	2,021,000	5,449,200	2,575,000	6,165,600	3,130,000
8	4,550,400	1,991,000	2,071,000	5,506,800	2,602,000	6,219,600	3,157,000
9	4,676,400	2,046,000	2,128,000	5,541,600	2,619,000	6,261,600	3,178,000
10	4,788,000	2,095,000	2,179,000	5,572,800	2,634,000	6,295,200	3,195,000
11	4,878,000	2,135,000	2,220,000	5,600,400	2,647,000	6,325,200	3,211,000
12	4,966,800	2,173,000	2,260,000	5,618,400	2,655,000		
13	5,043,600	2,207,000	2,295,000	5,625,600	2,659,000		
14	5,108,400	2,235,000	2,325,000	5,632,800	2,662,000		
15	5,168,400	2,262,000	2,352,000	5,640,000	2,665,000		
16	5,211,600	2,281,000	2,372,000				
17	5,244,000	2,295,000	2,387,000				
18	5,276,400	2,309,000	2,401,000				
19	5,296,800	2,318,000	2,411,000				
20	5,314,800	2,326,000	2,419,000				
21	5,330,400	2,333,000	2,426,000				
22	5,339,400	2,336,000	2,430,000				
23	5,346,600	2,340,000	2,433,000				
24	5,353,800	2,343,000	2,436,000				

別表第10 (第12条 基本年俸表(3))

職務の 級 号給	1級基本年俸額		2級基本年俸額		
	月例年俸額	業績年俸額	月例年俸額	業績年俸額	
				1欄	2欄
1	3,954,000	1,730,000	4,484,400	2,041,000	2,276,000
2	4,053,600	1,774,000	4,605,600	2,096,000	2,338,000
3	4,148,400	1,815,000	4,713,600	2,145,000	2,393,000
4	4,243,200	1,857,000	4,815,600	2,192,000	2,444,000
5	4,341,600	1,900,000	4,916,400	2,237,000	2,496,000
6	4,436,400	1,941,000	5,017,200	2,283,000	2,547,000
7	4,534,800	1,984,000	5,104,800	2,323,000	2,591,000
8	4,621,200	2,022,000	5,179,200	2,357,000	2,629,000
9	4,706,400	2,060,000	5,252,400	2,390,000	2,666,000
10	4,788,000	2,095,000	5,318,400	2,420,000	2,700,000
11	4,869,600	2,131,000	5,378,400	2,448,000	2,730,000
12	4,934,400	2,159,000	5,414,400	2,464,000	2,748,000
13	4,990,800	2,184,000	5,450,400	2,480,000	2,767,000
14	5,046,000	2,208,000	5,486,400	2,497,000	2,785,000
15	5,097,600	2,231,000	5,522,400	2,513,000	2,803,000
16	5,122,800	2,242,000			
17	5,146,800	2,252,000			
18	5,163,600	2,260,000			
19	5,173,200	2,264,000			
20	5,182,800	2,268,000			
21	5,192,400	2,272,000			

別表第11 (第12条第2項 級別標準職務表)

ア 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	薬剤師、医療技術職
2級	係長、主査
3級	副技師長、主幹、科長(補佐)
4級	科長、技師長、参事、次長、部長(次)
5級	部長、薬剤・技術局長(部)
6級	理事長が特に定める者

イ 医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助産師、看護師
2級	看護副師長
3級	看護師長、総括師長、局次長(課)、次長(課)

ウ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	一般事務等
2級	係長、主任
3級	課長補佐、室長補佐、主幹
4級	課長、室長(課)、室次長(課)、参事
5級	次長、課長(次)、室長(次)、室次長(次)
6級	法人本部長、事務局長

エ 福祉職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	社会福祉士、精神保健福祉士、保育士
2級	係長、主任
3級	課長補佐、室長補佐、主幹

オ 基本年俸表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務	
1級	1欄	副部長(次)、担当部長(次)、部長(次)
	2欄	部長
2級	1欄	診療局次長
	2欄	診療局長、副院長、院長

カ 基本年俸表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務	
1級	1欄	部長、室長(部)、事務局長
	2欄	法人本部長
2級	理事長が特に定める者	
3級	理事長が特に定める者	

キ 基本年俸表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務	
1級	看護局次長(次)	
2級	1欄	看護局統括次長
	2欄	理事長が特に定める者

別表第12 (第13条 初任給)

イ 医療職給料表(1) 初任給基準表

職種	初任給
医師及び歯科医師	1号給

ロ 医療職給料表(2) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	8号給
	大学卒	6号給
管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床心理士、救急救命士	大学卒	6号給
	短大3卒	5号給
歯科衛生士	短大卒	4号給
	高校専攻科卒	3号給
歯科技工士	短大卒	4号給
	高校卒	1号給

ハ 医療職給料表(3) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	4号給
	短大3卒	3号給
看護師	大学卒	3号給
	短大3卒	2号給
	短大卒	1号給

ニ 事務職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
事務職	大学卒	7号給
	短大卒	4号給
	高校卒	2号給

ホ 福祉職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
社会福祉士、精神保健福祉士	大学卒	6号給
	短大卒	4号給
保育士	短大卒	4号給

別表第13 (第20条第9項 年棒(年棒表適用職員の業績年棒)、第37条第4項 業績手当)

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第14 (第21条第3項 諸手当(扶養手当))

	配偶者 あり	配偶者 なし
(1) 配偶者 ※	13,000 円	—
(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子	6,500 円	1人目 11,000 円
(3) 60歳以上の父母		2人目以降 6,500 円
(4) その他理事長が認める者		
15歳に達する日以後の最初の4月1日から22 歳に達する日以後の最初の3月31日までにある 子に加算	5,000 円加算	

※ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。



別表第15 (第24条第2項 諸手当(通勤手当))

(1) 交通機関等利用者

	支給月額
1か月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合	支給単位期間の通勤に要する運賃等相当額
1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合	55,000円×支給単位期間の月数

(2) 自転車等使用者

自転車等の使用距離(片道※)	支給月額(円)
2キロメートル未満	0
2キロメートル以上5キロメートル未満	5,000
5キロメートル以上10キロメートル未満	7,100
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,500
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,000
20キロメートル以上25キロメートル未満	14,900
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,800
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,700
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,600
40キロメートル以上45キロメートル未満	26,400
45キロメートル以上50キロメートル未満	28,200
50キロメートル以上55キロメートル未満	30,000
55キロメートル以上60キロメートル未満	31,800
60キロメートル以上	33,600

※ 直線距離での計測

別表第16 (第26条第2項 諸手当(特殊勤務手当))

名称	支給対象	手当の額	
(1) 防疫等作業手当	理事長が定める職員で、感染症の患者の看護等の業務に従事した職員 救命救急看護手当と併給不可	業務に従事した日1日につき300円	
(2) 放射線取扱手当	理事長が定める職員で、エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事した職員 救命救急看護手当と併給不可	業務に従事した日1日につき230円	
(3) 緊急医療業務手当	緊急を要する医療業務に対応するため、次に定める勤務に従事する職員	従事した勤務1回につき	
		ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が医員であるもの	9,000円
	①臨時又は緊急の必要により、医師等が病棟等の職員から要請を受けて出務した場合に行う勤務	イ 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が副医長であるもの	12,000円
		ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が医長、科長であるもの及び年俸表適用職員のうち職務の級が1級1欄であるもの	15,000円
		エ 年俸表適用職員のうち職務の級が1級2欄及び2級であるもの	18,000円
		ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が医長、科長であるもの及び年俸表適用職員のうち職務の級が1級1欄であるもの	7,500円
②医師等が正規の勤務時間を超えて緊急を要する手術又は処置、患者の病状の急変等に対応する場合に行う勤務(前号に掲げる勤務を除く。)	イ 年俸表適用職員のうち職務の級が1級2欄及び2級であるもの	10,000円	
	(4) 産科医療業務手当	医師及び助産師で、分べんに係る業務に従事する職員	従事した業務1件につき、 (1) 医師 5,000円 (2) 助産師 3,000円

名称	支給対象	手当の額	
(5) 年未年始出務 手当	12月29日から翌年の1月3日までの間における勤務（所定勤務時間が、12月28日から翌日に引き続く場合又は1月3日から翌日に引き続く場合）に従事する職員	1回の勤務が半日（4時間以下）	2,000円
		1回の勤務が1日（4時間を超え8時間以下）	4,000円
		1回の勤務が1.5日相当（8時間を超え12時間以下）	6,000円
		1回の勤務が2日相当（12時間を超える）	8,000円
(6) 交代制勤務移行準備金	時間外において手術及び1,000点以上の処置に従事した救命救急センターの医師	従事した業務1件につき100円	

別表第17 (第31条 諸手当 (夜間看護等手当))

勤務時間の区分		医療職給料表 (1)の適用 を受ける職員	医療職給料表 (2)の適用 を受ける医療 技術職員	医療職給料表 (3)の適用 を受ける看護 師、助産師	事務職給料 表の適用を 受ける職員
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合		25,000円	7,800円	11,500円	2,000円
深夜における正規の勤務時間	4時間以上である場合	10,800円	3,800円	5,000円	1,000円
	2時間以上4時間未満である場合	9,000円	3,300円	4,200円	800円
	2時間未満である場合	5,500円	2,200円	2,600円	500円

別表第18 (第32条の2第2項 諸手当(宿日直手当))

	勤務日		週休日又は休日			年末年始 ※	
	平日 宿直	平日半 宿直	休日半 日直	休日 日直	休日 宿直	日直	宿直
医員及び 副医長	45,000円	25,000円	20,000円	35,000円	60,000円	50,000円	70,000円
医長及び 科長等	55,000円	30,000円	25,000円	45,000円	70,000円	60,000円	80,000円
助産師等	—		7,000円	—	—		—
管理職の 助産師等	20,000円		11,000円	21,000円	21,000円		30,000円
事務職員	9,000円		6,000円	10,000円	10,000円		14,000円
管理職の 事務職員	14,000円		8,000円	15,000円	15,000円		21,000円

※12月29日から翌年の1月3日までの間における勤務(所定勤務時間が12月28日から翌日に引き続く場合又は1月3日から翌日に引き続く場合)

別表第19 (第32の3第2項 諸手当(待機手当))

	待機1回につき
(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が医師であるもの	6,000円
(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が副医長であるもの	8,000円
(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等とその職務が医長、科長であるもの及び基本年俸表(1)の適用を受ける職員で職務の級が1級1欄であるもの	10,000円
(4) 基本年俸表(1)の適用を受ける医師等で職務の級が1級2欄及び2級であるもの	12,000円
(5) 助産師、看護師、准看護師及び薬剤師等医療技術職員等	2,000円

別表第20 (第35条 諸手当 (役職手当))

給料表	級	役職	金額
基本年俸表 (1) 医師	2級2欄	院長	170,000円
	2級2欄	副院長	160,000円
	2級2欄	診療局長	150,000円
	2級1欄	診療局次長	135,000円
	1級2欄	部長	130,000円
	1級1欄	副部長(次)、担当部長(次)、部長(次)	100,000円
医療職給料表 (1)	1級	医長、科長、担当科長	70,000円
		副医長	10,000円
医療職給料表 (2)	5級、6級	薬剤・技術局長(部)、部長	83,000円
	4級	次長、部長(次)	70,000円
	4級	科長、技師長、次長(課)	66,000円
	4級	参事	62,000円
	3級	科長(補佐)	62,000円
	3級	副技師長、主幹	10,000円
	2級	係長、主査	5,000円
基本年俸表 (3) 看護職	2級2欄	副院長・看護局長	101,000円
	2級1欄	副院長・看護局長(部)	93,000円
	2級2欄	看護局長	91,000円
	2級1欄	看護局統括次長	83,000円
	1級	看護局次長(次)	70,000円
医療職給料表 (3)	3級	総括師長、局次長(課)、次長(課)	66,000円
	3級	看護師長	62,000円
	2級	看護副師長	5,000円
基本年俸表 (2) 事務職	1級2欄	法人本部長	91,000円
	1級1欄	部長、室長(部)、事務局長	83,000円
事務職給料表	6級	法人本部長、事務局長	83,000円
	5級	次長、課長(次)、室長(次)、室次長(次)	70,000円
	4級	課長、室長(課)、室次長(課)	66,000円
	4級	参事	62,000円
	3級	課長補佐、室長補佐、主幹	10,000円
	2級	係長、主任	5,000円
福祉職給料表	3級	課長補佐、室長補佐、主幹	10,000円
	2級	係長、主任	5,000円

別表第21 (第39条 諸手当(確保手当))

医療職給料表(1)又は基本年俸表(1)適用職員

期間の区分	月額
1年以上2年未満	249,100円
2年以上3年未満	249,100円
3年以上4年未満	249,100円
4年以上5年未満	249,100円
5年以上6年未満	249,100円
6年以上7年未満	249,100円
7年以上8年未満	249,100円
8年以上9年未満	249,100円
9年以上10年未満	249,100円
10年以上11年未満	249,100円
11年以上12年未満	249,100円
12年以上13年未満	249,100円
13年以上14年未満	249,100円
14年以上15年未満	249,100円
15年以上16年未満	249,100円
16年以上17年未満	249,100円
17年以上18年未満	249,100円
18年以上19年未満	249,100円
19年以上20年未満	249,100円
20年以上21年未満	249,100円
21年以上22年未満	246,500円
22年以上23年未満	243,900円
23年以上24年未満	241,300円
24年以上25年未満	238,700円
25年以上26年未満	236,100円
26年以上27年未満	224,100円
27年以上28年未満	212,300円
28年以上29年未満	200,300円
29年以上30年未満	188,600円
30年以上31年未満	176,800円
31年以上32年未満	165,700円
32年以上33年未満	157,200円
33年以上34年未満	148,600円
34年以上35年未満	140,000円
35年以上36年未満	131,500円
36年以上37年未満	122,200円
37年以上38年未満	113,100円
38年以上39年未満	103,700円
39年以上40年未満	90,300円
40年以上41年未満	77,500円
41年以上42年未満	69,000円
42年以上43年未満	60,500円

確保が困難な医師の確保のために理事長が必要と認めるときは、勤務実績に応じて、月額100,000円以内の額を別に支給することができる。